

議 第 73 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市公共交通基本条例の一部改正について

熊本市公共交通基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市公共交通基本条例の一部を改正する条例

熊本市公共交通基本条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「第8条第4項」を「第9条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号)の施行による道路運送法(昭和26年法律第183号)の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。